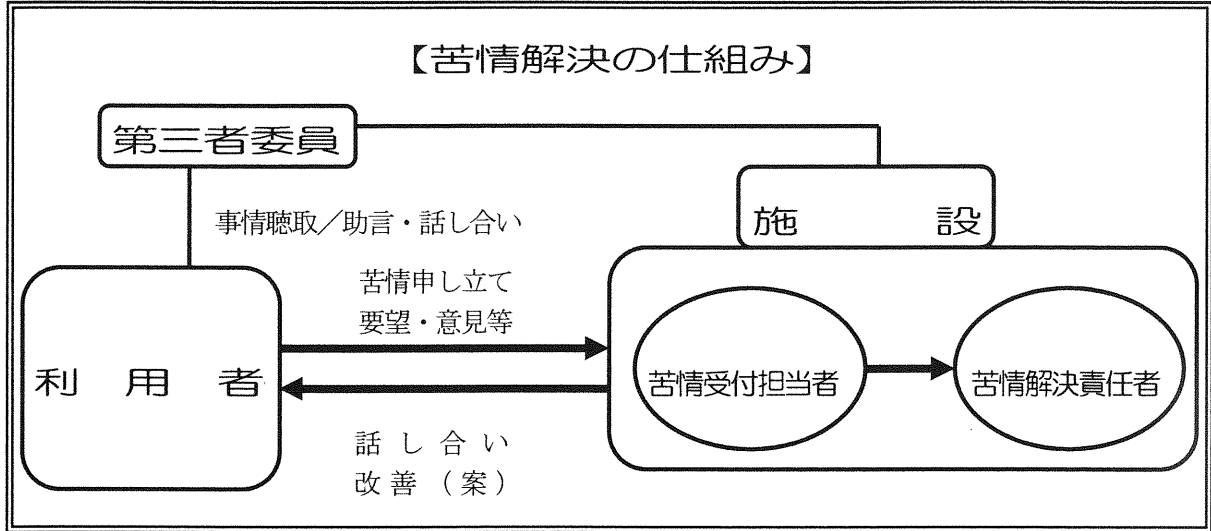


苦情解決体制について

社会福祉法第 82 条の規程により、当法人では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることと致しました。当法人の運営する各事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記のように設置致しましたので、お知らせ申し上げます。



【申し立て方法】

苦情、要望、意見等がありましたら、苦情受付担当者あるいは、第三者委員に申し立てして下さい。申し立ては、口頭・文書・電話いずれでも結構です。

【苦情解決責任者】

施設長 (管理者)	本橋 俊行 (もとはし としゆき)
-----------	-------------------

【苦情受付担当者】

特別養護老人ホーム	生活相談員	飯田 房教
短期入所生活介護事業所 (ショートステイ)	生活相談員	山田 貴生
居宅介護支援事業所 (ケアプラン)	介護支援専門員	米澤 幸枝
通所介護事業所 (デイサービス)	生活相談員	深谷 志穂
ケアハウス	生活指導員	土井 ちはる

【第三者委員】

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進する為、第三者委員を設置致しました。第三者委員は苦情の直接受付、必要に応じて苦情申出人の助言、話し合いへの立会い等を行います。

氏 名	プロフィール	連絡先 (電話番号)
横田 照代	社会福祉法人長寿の森 評議員	889-1702
石井 定夫	社会福祉法人長寿の森 評議員	887-1657
河合 隆	司法書士、行政書士	821-6447 (河合隆事務所)